

2026とよむ中城産業まつり

出店募集要項



令和7年10月

とよむ中城産業まつり実行委員会

2026 とよむ中城産業まつり 出店募集要項

とよむ中城産業まつり実行委員会では、まつり開催に係る円滑な運営を図るため、出店事業者の皆様に対して、次に掲げる要件についてご理解とご協力のもとに厳守の程をお願い申し上げます。

なお、以下の要件は実行委員会と出店事業者の皆様との契約書としての効力を持つものとご理解いただきまして、目に余る違反をした場合即刻営業の停止をお願いすることを予めご了承のうえ出店のお申込みをお願い申し上げます。

1. まつりの概要

- (1) まつり名称：2026 とよむ中城産業まつり
- (2) 開催日時：令和8年1月31日（土）、2月1日（日）
両日ともに 午前10時から午後5時まで
- (3) 開催場所：中城村公共駐車場（護佐丸歴史資料図書館の隣）
- (4) 主催：とよむ中城産業まつり実行委員会
- (5) 共催：中城村、中城村農業委員会、中城村商工会、
JAおきなわ中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、
一般社団法人中城村観光協会
- (6) 開催目的：村内で生産、製造又は提供される全産業の製品（以下「製品」という。）を村内外にPRするとともに販売量と市場の拡大を図ることを目的に開催します。
また、製品の展示及び即売を通じて、生産や加工、販売及び消費する方々が交流や商談を行うことで、中城村の産業の振興と発展、更には住民生活の向上に寄与することはもちろんのこと、斬新な発想や消費者の声を反映した新たな製品や産業の誕生に寄与します。

2. 出店日時

令和8年1月31日（土）、2月1日（日）
両日ともに午前10時から午後5時まで

3. 出店場所

中城村公共駐車場（護佐丸歴史資料図書館の隣）

4. 募集項目

飲食の部、手工芸品の部、農林水産の部、物産・商工製品の部

5. 募集小間数

47小間（最大）

※ 申込が募集小間数を超えた場合は、募集項目のバランス等を考慮して実行委員会事務局で出店事業者を決定します。

6. 出店料

無料

7. 出店資格

- (1) 中城村内に事業所または住所を有するもの。
ただし、出店申込受付終了後、村内の出店業者と商品が競合しない場合に限り中城村外からの出店も可能としますが、その可否については事務局で判断いたします。
- (2) その他、実行委員長が出店に適当と認めたもの。

8. 出店の条件

- (1) 両日出店可能なこと。
- (2) 中城村産品（村内の事業所で取扱われている商品）であること。
- (3) 食品衛生法、意匠法、計量法及び関連する諸法令等に違反しないもの。
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された事業所の出店については、これを認めない。
- (5) 出店者は、指定された日時までに品名、価格、数量等を記載した一覧表（指定様式）を実行委員会事務局に提出すること。
- (6) 出店者は、販売人または説明人を会場に派遣し、常駐させること。
- (7) 出店者は、製品の生産工程、特徴などを記載したパネルや印刷物、口頭などで製品・商品の紹介を行うこと。
- (8) 酒類販売や飲食業等で、臨時の免許や許可証が必要な事業所は、各自で申請、取得し各小間に掲示すること。
- (9) 火気を使用する出店者は、必ず消火器を用意すること。
- (10) 爆発物や危険物等の展示及び販売についてはこれを認めない。
- (11) 出店事業者説明会（出店場所の抽選等を行います）に参加すること。
- (12) まつり終了後にはアンケート及び売上報告書を必ず提出すること（説明会で様式を配布します。回収した売上等の情報については、各出店事業者が特定されるような情報開示は行いません。）。
- (13) その他、出店に関しては実行委員会の指示に従うこと。

9. 出店スペース

原則、1 小間 3.6m×3.6m

2 間×4 間サイズのテントの半分で、仕切り及び横幕は原則としてありません。

※その他、キッチンカー出店も可とする。

10. 供給電力量及び時間

1.5KW 程度（供給する電力での電気使用料は無料。）

令和 8 年 1 月 31 日（土）、2 月 1 日（日）

両日ともに 午前 9 時から午後 5 時半まで

11. 出店申込期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

12. 申込場所

- (1) 中城村役場 産業振興課（役場 2 階）

住 所：中城村字当間 585 番地 1

電 話：098-895-2163

申込方法：役場窓口持参、メール送付（下記アドレス）、または郵送
kigyounakagusu@vill.nakagusuku.lg.jp

受付時間（窓口）：午前 9 時～午後 5 時（土日、祝日除く。）

13. 申込方法

出店申込書 様式 1 に必要事項を記入後、法令により許可を必要とするものの販売に関する各種許可証や必要書類等の写し（コピー）を添付し、申込期間内に上記申込場所に提出して下さい。

必要書類の例

- ① 飲食店用または簡易営業用の「営業許可証」のコピー（飲食の部、農林水産の部で加熱された魚貝類を出店する場合）
- ② 「酒類販売の移動小売免許」（酒類販売出店業者のみ）

14. 申込後のスケジュール

- （1）出店許可通知書（もしくは不許可通知書）を発出します。
出店申し込み受付後、書類内容を審査し、出店許可通知または不許可通知書を代表者へ郵送します。
- （2）出店事業者説明会を開催します。
出店許可事業者を対象に、説明会を開催します。
開催日時や場所については、（1）出店許可通知書とあわせて通知します。

15. 留意事項

- （1）出店にかかる搬入及び搬出日時
搬入：令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 1 時から午後 5 時まで
搬出：令和 8 年 2 月 1 日（日）午後 5 時半から午後 6 時半まで
- （2）商品の出店、販売方法等について
 - ① 本産業まつりは、村産業の振興を図ることを目的に実施するため、期間中は定価より割安で販売すること。
 - ② 出店者は、出店小間に商号または会社名などを記入して掲示すること。
 - ③ 出店物には、必ず品名、小売価格等を提示すること。
 - ④ 指定された小間のテント外での商品販売は行わないこと。
 - ⑤ 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障がでないよう注意すること。
- （3）免責
本まつり期間中は、夜間に警備員を配置し警備を行いますが、出店における自己の商品及び製品等並びに備品等の管理は出店事業者の責任とし、盗難、汚損、その他不可抗力による災害に対して、主催者は一切その責任を負いません。
- （4）原状回復の請求について
会場内の施設及び備品等の破損や汚染が生じた場合、原状回復に係る費用について該当する出店事業者へ別途請求する場合がございます。
- （5）出店業者駐車場について

- ① 会場周辺駐車場は、まつり来場者及び吉の浦公園周辺施設の利用者専用です。
 - ② 出店事業者用の駐車場については、事務局にて会場周辺に確保します。
 - ③ 出店事業者には、「駐車券」と「会場内通行券」を発行します。
- (6) その他
- その他の注意事項等については、出店事業者説明会で配布する「出店マニュアル」をご参照下さい。

16. お問い合わせ先

とよむ中城産業まつり実行委員会事務局 <中城村役場2階 産業振興課内>

担当者：比嘉、義間（ぎま）

電 話：098-895-2163

メールアドレス：kigyuu@vill.nakagusuku.lg.jp